

九州・中津伝統もん登録制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、中津市内で長年にわたり受け継がれてきた伝統的な商品を「九州・中津伝統もん」（以下「伝統もん」という。）として登録し、その魅力を広く発信することにより、事業者の誇りと継承意欲を醸成し、もって中津市全体のブランド価値向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）伝統産品 次のアからウまでの要件をすべて満たす商品をいう。

ア 市内で生産、製造又は加工され、現に販売されていること。

イ 概ね20年以上の継続した販売実績を有すること。

ウ 次のいずれかに該当すること。

（ア）中津市が発祥、又は中津市独自の発展を遂げたものであること。

（イ）中津市の歴史、文化、行事又は風習と深く関連していること。

（2）登録事業者 前号に規定する伝統産品を生産、製造又は加工する個人、法人又は団体であって、第6条第1項の規定により伝統もんの登録を受けた者をいう。

（登録の対象及び申請できる者）

第3条 登録の対象となる商品は、前条第1号に規定する伝統産品とする。

2 前項の商品の登録を申請することができる者は、市内に主たる事業所を有し、自ら当該商品を生産、製造又は加工する事業者であって、当該商品の技術や味を今後も継承する意思を有するものとする。

（登録の申請）

第4条 前条第2項に規定する事業者は、九州・中津伝統もん登録申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）商品の概要及び歴史的背景が分かる資料

（2）事業所の概要が分かる資料

（3）その他市長が必要と認める書類

（審査及び登録）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定するものとする。

2 審査に当たっては、単なる商品の優劣ではなく、商品の歴史的背景及び地域性並びに事業者の継承の姿勢を重視するものとする。

3 市長は、審査のために必要があると認めるときは、現地調査を行い、又は九州・中津逸品もん認証制度実施要綱第4条第1項に規定する九州・中津逸品もん認証審査会の意見を聴くことができる。

（登録証の交付及び公表）

第6条 市長は、前条第1項の規定により登録を決定したときは、当該申請者に九州・中津伝統もん登録証（様式第2号）を交付するものとする。

2 市長は、登録された伝統もんの名称、登録事業者の名称及びその由来等を市ホームページ等により公表するものとする。

（協議会への報告）

第7条 市長は、前条第2項の規定により公表したときは、その旨を九州・中津ブランド推進協議会へ報告しなければならない。

（登録の期間）

第8条 伝統もんとして登録する期間は、登録した日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までとする。

（登録の更新）

第9条 登録事業者は、前条に規定する期間を満了する場合において、登録の更新を受けようとするときは、九州・中津伝統もん更新申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 第4条から前条までの規定は、前項の場合について準用する。

（登録の取消し）

第10条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。
- （2）廃業等により伝統もんの生産、製造又は加工を行わなくなったとき。
- （3）著しく信用を失墜する行為があったとき。
- （4）その他、市長が登録を取り消すことが適当と認めるとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月10日から施行する。